



# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 規 則

- 港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則及び沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）…… 1
- 都市計画法施行細則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課）…………… 2

### 告 示

- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課）…………… 2
- 指定管理者の指定・2件（観光振興課）…………… 2
- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）…………… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課）…………… 3
- 県営都市公園の利用料金の承認・8件（都市計画・モノレール課）…………… 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 13
- 大規模小売店舗の変更の届出（商工振興課）…………… 13

### 人事委員会事項

- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 14

## 規 則

港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則及び沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

### 沖縄県規則第6号

港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則及び沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則の一部改正)

**第1条** 港湾区域内及び港湾隣接地域内における占用等の許可手続等に関する規則（昭和47年沖縄県規則第161号）の一部を次のように改正する。

第11条中「（中城湾港（新港地区及び西原与那原地区に限る。）に係る申請又は届出にあっては、沖縄県中城湾港建設事務所長）」を削る。

（沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則の一部改正）

**第2条** 沖縄県が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例施行規則（昭和60年沖縄県規則第34号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「（中城湾港（新港地区及び西原与那原地区に限る。）に係るものにおいて、沖縄県中城湾港建設事務所長）」を削る。

### 附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖縄県規則第7号

##### 都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（平成17年沖縄県規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「同意の申請」を「協議の申出」に改め、同条第1項中「規定により知事の同意を得ようとする市町村」を「協議の申出」に、「申請書」を「協議書」に、「提出しなければならない」を「提出して行うものとする」と改め、同条第2項中「申請書」を「協議書」に改める。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

#### 沖縄県告示第187号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、多良間村長から協議のあった土保利地区土地改良事業（農用地保全）の施行について、平成24年3月19日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年3月28日から同年4月24日まで
- 3 縦覧に供する場所 多良間村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

#### 沖縄県告示第188号

沖縄コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第44号）第6条の規定により、沖縄コンベンションセンターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 那覇市字小禄1831番地1
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 沖縄県告示第189号

万国津梁館の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第45号）第6条の規定により、万国津梁館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 ザ・テラスホテルズ株式会社 名護市字喜瀬1808番地
- 2 指定の期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

#### 沖縄県告示第190号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者  
文化の杜共同企業体  
代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜  
那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社  
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
- 3 観覧料を承認した期間 平成24年5月15日から同年6月24日まで
- 4 観覧料の額  
美術館企画展「土門拳の昭和と沖縄」

区 分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,000円	800円
	大学生及び高校生	600円	480円
	中学生及び小学生	300円	240円

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第191号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成24年3月27日から同年4月9日まで一般の縦覧に供する。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 路線名 糸満与那原線
- 2 供用開始の区間 八重瀬町字東風平185番から八重瀬町字東風平1444番2まで
- 3 供用開始の期日 平成24年 3月28日

沖縄県告示第192号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり名護中央公園の利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 名護中央公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額  
行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円

業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第193号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり沖縄県総合運動公園の利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施設の名称 沖縄県総合運動公園
- 2 指定管理者 那覇市宇小禄303番地 株式会社トラステック
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額

(1) 行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 陸上競技場

区 分				利用料金の額				備 考
				9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時間外(1 時間につ き)	
競技 場	専 用 利 用	アマチュア スポーツ及 びレクリ エーション の普及振興 のための催 物に利用す る場合	入場料を 徴収しな い場合	一般・学生	10,190円	10,190円	20,380円	3,060円
			児童・生徒	5,090円	5,090円	10,190円	1,530円	
			入場料を徴収す る場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額（当該入場料に係る消費税の額を含む。以下同じ。）に100を乗じて得た額を加算した額				

	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	20,380円	20,380円	40,760円	6,120円	
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に200を乗じて得た額を加算した額				
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 180円 回数券11回分 1,800円				トレーニング室の利用を含む。
		児童・生徒	1人1回につき 90円 回数券11回分 900円				
トレーニング室	専用利用	一般・学生	1,640円	1,640円	3,280円	480円	
		児童・生徒	820円	820円	1,640円	240円	
	共用利用	一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				
		児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
会議室			780円	780円	1,560円	230円	
放送室			2時間につき 600円			備付けの放送設備のすべての利用を含む。	
照明設備	全点灯		1時間につき 2,500円			専用利用の場合のみ徴収する。	
	2分の1点灯		1時間につき 1,250円				
シャワー			1人1回につき 100円				

(3) 補助競技場

区 分		利用料金の額				
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	一般・学生	3,260円	3,260円	6,520円	980円
		児童・生徒	1,630円	1,630円	3,260円	490円
	その他の催物に利用する場合		6,520円	6,520円	13,040円	1,960円
共用利用		一般・学生	1人1回につき 50円 回数券11回分 500円			
		児童・生徒	1人1回につき 20円 回数券11回分 200円			

(4) 蹴球場

区 分	利用料金の額 (一面につき)				備 考
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	



コート	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	2,340円	2,340円	4,680円	680円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
			児童・生徒	1,170円	1,170円	2,340円	340円	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額						
	その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	4,680円	4,680円	9,360円	1,380円		
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額					
照明設備	全点灯		1時間につき 1,860円					
	2分の1点灯		1時間につき 930円					

(5) 庭球場

区 分			利用料金の額（一面につき）	
			9時～17時 （1時間につき）	時間外 （1時間につき）
センターコート	入場料を徴収しない場合	一般・学生	460円	540円
		児童・生徒	230円	270円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額		
サブコート	一般・学生		390円	460円
	児童・生徒		190円	230円
照明設備			1時間につき 210円	
シャワー			1時間につき 30円	

(6) 体育館

区 分				利用料金の額				備 考
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外（1時間につき）	
メインアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	6,040円	6,040円	12,080円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。
				児童・生徒	3,020円	3,020円	6,040円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い				

				入場料の額に50を乗じて得た額を加算した額				
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	12,080円	12,080円	24,160円	3,600円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額				
	共用利用		一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				サブアリーナ及びトレーニング室の利用を含む。
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
サブアリーナ	専用利用	アマチュアスポーツ及びレクエーションの普及振興のための催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,580円	1,580円	3,160円	460円
				児童・生徒	790円	790円	1,580円	230円
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に10を乗じて得た額を加算した額				
		その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	3,160円	3,160円	6,320円	920円	
			入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に20を乗じて得た額を加算した額				
		共用利用		一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円			
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
トレーニング室	専用利用		一般・学生	1,640円	1,640円	3,280円	480円	
			児童・生徒	820円	820円	1,640円	240円	
	共用利用		一般・学生	1人1回につき 140円 回数券11回分 1,400円				
			児童・生徒	1人1回につき 70円 回数券11回分 700円				
放送室				2時間につき 600円			備付けの放送設備のすべての利用を含む。	
照明設備	メインアリーナ			1時間につき 3,600円			専用利用の場合のみ徴収する。	
	サブアリーナ			1時間につき 290円				
シャワー				1人1回につき 100円				

(7) 水泳プール

区 分				利用料金の額				備 考
				9時～ 13時	13時～ 17時	9時～ 17時	時 間 外 (1時間 につき)	
専用 利用	入場料を徴収しない場合	50メートルプール		一般・学生	7,240円	7,240円	14,480円	利用するコースが全コースでない場合の利用料金の額は、左記の利用料金の額から1コース当たりの利用料金の額を求め、それに利用するコース数を乗じて得た額とする。
				児童・生徒	3,620円	3,620円	7,240円	
	25メートルプール	冷水	一般・学生	3,620円	3,620円	7,240円	1,080円	
			児童・生徒	1,810円	1,810円	3,620円	540円	
		温水	一般・学生	7,240円	7,240円	14,480円	2,160円	
			児童・生徒	3,620円	3,620円	7,240円	1,080円	
入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に25を乗じて得た額を加算した額				
共用 利用	50メートルプール		一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円				
	25メートルプール	冷水	一般・学生	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
			児童・生徒	1人1回につき 120円 回数券11回分 1,200円				
		温水	一般・学生	1人1回につき 480円 回数券11回分 4,800円				
			児童・生徒	1人1回につき 240円 回数券11回分 2,400円				
	レクリエーションプール		一般・学生	1人1回につき 840円 回数券11回分 8,400円				
			児童・生徒	1人1回につき 310円 回数券11回分 3,100円				
			幼児	1人1回につき 100円 回数券11回分 1,000円				

(8) 屋内運動場

区 分			利用料金の額	
グラ ウン ド	アマチュアスポーツ及びレクリエーションの普及振興のための催物に専用利用する場合	全面利用	一般・学生	1時間につき 3,000円
			児童・生徒	1時間につき 1,500円
		2分の1利用	一般・学生	1時間につき 1,500円
			児童・生徒	1時間につき 750円



	4分の1利用	一般・学生	1時間につき 750円
		児童・生徒	1時間につき 380円
その他の催物に専用利用する場合	入場料を徴収しない場合		1時間につき 25,360円
	入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の利用料金の額に時間数を乗じて得た額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額
照明設備	全点灯		1時間につき 2,160円
	2分の1点灯		1時間につき 1,080円
	4分の1点灯		1時間につき 540円
シャワー			1人1回につき 100円

(9) オートキャンプ場

区 分	利用料金の額
泊り	1区画につき 2,640円
日帰り	1区画につき 1,320円
シャワー室	1回につき 100円

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「専用利用」とは、競技会、試合又は練習を問わず、有料公園施設等を独占して利用することをいう。
- 3 「共用利用」とは、専用利用以外の利用をいう。
- 4 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 5 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）をいう。
- 6 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。
- 7 「泊り」とは、利用当日の翌日21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。
- 8 「日帰り」とは、利用当日の21時までオートキャンプ場を利用する場合をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 レクリエーションプール以外の有料公園施設等を利用する幼児

沖縄県告示第194号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり浦添大公園の利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 施設の名称 浦添大公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額

行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第195号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり首里城公園の利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 首里城公園
- 2 指定管理者 本部町字石川888番地 財団法人海洋博覧会記念公園管理財団
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額
  - (1) 行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 駐車場

区 分	利用料金の額
大型車	1台1回につき940円 回数券11回分9,400円
小型車	1台1回につき310円 回数券11回分3,100円

(注)

- 1 「大型車」とは、利用定員が30人以上のバス及び最大積載量4トン以上のトラックをいう。
- 2 「小型車」とは、利用定員が30人未満のバス、乗用車、軽自動車及び最大積載量4トン未満のトラックをいう。

沖縄県告示第196号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり奥武山公園の

利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 奥武山公園
- 2 指定管理者 那覇市字小禄303番地 株式会社トラステック
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額  
行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

#### 沖縄県告示第197号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり海軍壕公園の利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 海軍壕公園
- 2 指定管理者 那覇市字小禄1831番1 財団法人沖縄観光コンベンションビューロー
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額  
行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

#### 沖縄県告示第198号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおり平和祈念公園の利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 平和祈念公園
- 2 指定管理者 糸満市字摩文仁444番地 財団法人沖縄県平和祈念財団
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額  
行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

沖縄県告示第199号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第3項の規定により、次のとおりバンナ公園の利用料金を承認した。

平成24年 3月27日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施設の名称 バンナ公園
- 2 指定管理者 西原町字小波津357番1 沖縄県緑化種苗協同組合
- 3 利用料金の適用年月日 平成24年 4月 1日
- 4 利用料金の額  
(1) 行為の制限

種 別	単 位	利用料金の額
物品の販売その他これに類する行為を行う場合	1日につき	260円
業として写真を撮影する場合	1日につき	420円
業として映画を撮影する場合	1日につき	9,470円
興業を行う場合	1日100平方メートルにつき	250円
競技会、展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行う場合	1日100平方メートルにつき	250円

備考 利用面積が100平方メートルに満たない場合には、その満たない利用面積については、100平方メートルとして計算する。

(2) 多目的お祭り広場

区 分			利用料金の額				備 考
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外(1時間につき)	
グラウンド	入場料を徴収しない場合	一般・学生	1,730円	1,730円	3,460円	500円	利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当
		児童・生徒	860円	860円	1,730円	250円	

	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の一般・学生又は児童・生徒の区分及び時間の区分に応じた利用料金の額に、徴収する最も高い入場料の額に100を乗じて得た額を加算した額	該利用料金の額の2分の1の額とする。
照明設備	全点灯	1時間につき 440円	
	2分の1点灯	1時間につき 220円	
	4分の1点灯	1時間につき 110円	

(注)

- 1 「時間外」とは、9時前又は17時後に有料公園施設等を利用する場合をいう。
- 2 「幼児」とは、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。
- 3 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とはそれ以外の者（3歳未満の者及び幼児を除く。）をいう。
- 4 「入場料」とは、入場料、整理料その他名義のいかんを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。

備考 次の者からは利用料金を徴収しない。

- 1 3歳未満の者
- 2 幼児

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成24年5月13日まで縦覧に供する。

平成24年3月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年3月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人沖縄県障がい者スポーツ協会
- 3 代表者の氏名 高嶺豊
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市首里石嶺町4丁目373番地1 沖縄県総合福祉センター内
- 5 定款に記載された目的 この法人は、「障がい者にスポーツを」という理念の下、スポーツを通じてノーマライゼーションを促進させ、障がい者と健常者が交流を深め理解し合って社会参加することで、誰もが安心して生活できる社会を創造することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成24年3月27日から同年7月27日までの間、沖縄県商工労働部商工振興課及び西原町建設部産業課において縦覧に供する。

平成24年3月27日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンエー西原シティ 西原町字嘉手苺130番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 新中糖産業株式会社 西原町字嘉手苺117番地2 代表取締役 福里重盛
- 3 届出年月日 平成24年3月6日
- 4 変更しようとする事項
  - (1) 駐車場の位置及び収容台数



変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 1,776台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 1,670台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び西原町建設部産業課において縦覧に供する。)

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 位置 次の図のとおり、収容台数 93台

変更後 位置 次の図のとおり、収容台数 60台

(「次の図」は省略し、沖縄県商工労働部商工振興課及び西原町建設部産業課において縦覧に供する。)

5 変更する年月日 平成24年11月 7日

6 意見書の提出方法及び提出期限

(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。

(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部商工振興課に提出すること。

## 人事委員会事項

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月27日

沖縄県人事委員会

委員長 仲 吉 朝 信

### 沖縄県人事委員会規則第3号

#### 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 衛生環境研究所の項第1号から第4号までの規定中「研究員」の次に「及び技師」を加え、同項中第5号を削り、第6号を第5号とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 衛生環境研究所の項の改正規定（第1号から第4号までの規定中「研究員」の次に「及び技師」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行し、平成23年5月2日から適用する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8</p>
---	---